

建築物のライフサイクルカーボン評価を 促進する制度について（報告）

令和7年12月1日
国土交通省 住宅局

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方 中間とりまとめ案（抜粋）

内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」（2025年4月）が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO2評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策及びロードマップ**についてとりまとめた。

■ 早急に講ずべき施策の方向性

1. 各ステークホルダーの役割の明確化

- 建築物LCCO2評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき

2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール策定

- **建築物のLCCO2の算定ルール**及び**算定結果の評価基準**を策定すべき

3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 比較的CO2等排出量の大きい大規模建築物※1は、建築主が不要とする場合を除き、**設計者が建築主に対してLCCO2評価（自主評価）結果及び削減措置について説明**することを求めることを検討すべき
※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築
- 特にCO2等排出量の大きい建築物※2については、**建築主に対して、国等へのLCCO2評価結果（自主評価）の届出**を求め、**設計時から自主的削減の検討を促す仕組み**を検討すべき
※2 例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築
- 国の庁舎等におけるLCCO2評価の先行実施を検討すべき
- LCCO2評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき

4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置

- 建築物のLCCO2評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき
- **LCCO2評価結果に係る第三者評価・表示制度**の創設を検討すべき

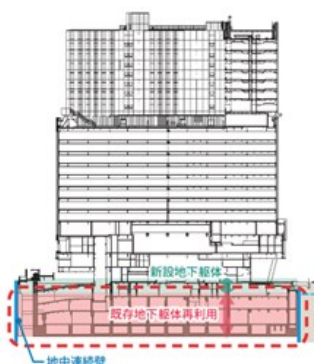
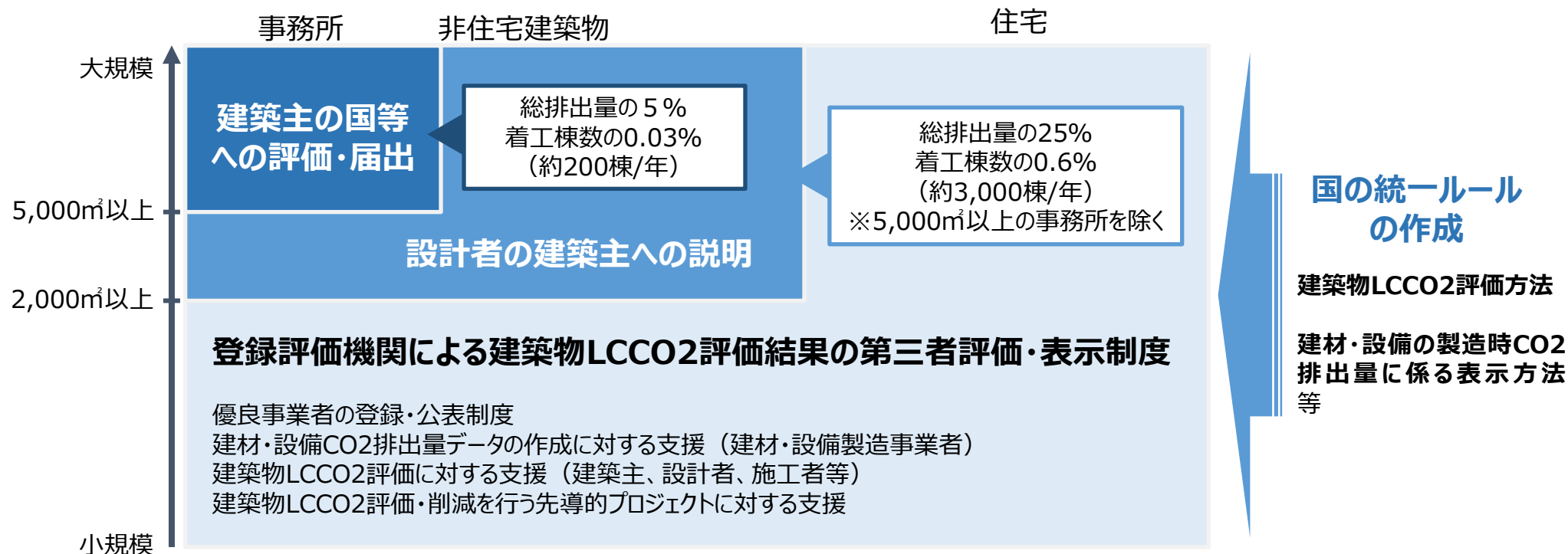
5. 建材・設備のCO2等排出量原単位の整備

- **建材・設備CO2等排出量原単位の整備方針**の策定及び**建材・設備における表示ルール**の策定を検討すべき

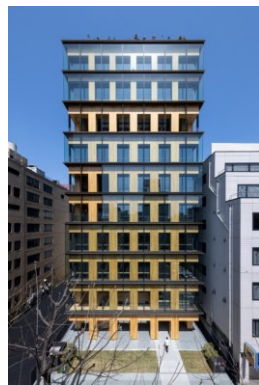
6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備に対する支援を検討すべき
- 産学官が連携して**人材育成、体制整備**を実施

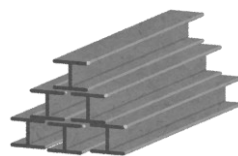
(参考) 建築物LCCO2評価制度と削減取組のイメージ



既存建築物の活用
耐久性の高い建材・設備
の活用等長寿命化措置

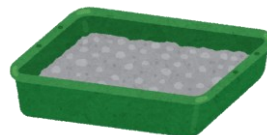


躯体等における
木材活用

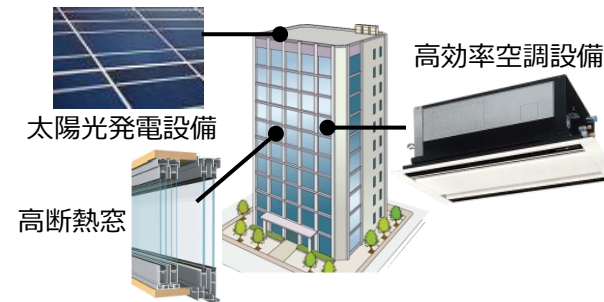


グリーン鉄

環境配慮型
コンクリート



リサイクル材の活用 等



オペレーショナルカーボン削減取組例 (省エネ措置)

エンボディドカーボン (建材製造時等CO2排出) 削減取組例

建築物のライフサイクルカーボン(LCCO2)の削減に向けたロードマップ (抜粋)

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会資料 (2025年10月)

